

選 択 約 款
(業 務 用 季 節 別 契 約)

平成 2 9 年 4 月 1 日 実 施

武 陽 ガ ス 株 式 会 社

目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結及び契約期間	2
6. 使用量の算定	3
7. 料 金	3
8. 単位料金の調整	3
9. 名義の変更	4
10. 契約の変更又は解約	4
11. 契約条件の未達時又は契約中途解約時における取扱い	5
12. 本支管工事費の精算	6
13. 緊急調整時の措置	6
14. その他	6
付 則	
1. 実施の期日	6
(別表第1) 料金及び消費税等相当額の算定方法	7
(別表第2) 料金表	8

1. 目 的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ当社の供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、ガス供給約款又はガス小売約款の変更に伴いこの選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 当社は、ガス供給約款又はガス小売約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。なお、当社がガス供給約款又はガス小売約款のみを変更する場合は、ガス供給約款又はガス小売約款の規定によります。

3. 用語の定義

この選択約款及びこの選択約款に基づくガス需給契約（以下「ガス需給契約」及びガス供給約款又はガス小売約款に規定する「ガス使用契約」をそれぞれ「契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「契約最大時間流量」とは、契約期間における1時間あたりの最大の使用予定量をいいます。
- (2) 「契約月別使用量」とは、契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除したものをいいます。この場合、その計算の結果、1立方メートル未満の端数が生じた場合にはその端数を切り捨てます。
- (5) 「最大需要期」とは、12月使用分（11月定例検針日の翌日から12月定例検針日まで）から3月使用分（2月定例検針日の翌日から3月定例検針日まで）までの4か月間をいいます。
- (6) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示いたします。この場合、その計算の結果、小数点以下の端数が生じた場合にはその端数を切り捨てます。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{契約月平均使用量}}{\text{最大需要期の1か月あたり平均契約使用量}} \times 100$$

- (7) 「契約最大時間流量倍率」とは、契約年間使用量を契約最大時間流量で除したものをいいます。この場合、その計算の結果、小数点以下の端数が生じた場合にはその端数を切り捨てます。
- (8) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (9) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては8%といたします。
- (10) 「単位料金」とは、8に規定する基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) ガスメーターの能力及び契約最大時間流量が6立方メートル以上であること。
- (2) 契約最大時間流量倍率が400倍以上、又は契約年間負荷率が65パーセント以上であること。
- (3) 契約月平均使用量が820立方メートル以上であること。
- (4) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。

5. 契約の締結及び契約期間

- (1) この選択約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (2) この選択約款に基づく契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日に成立いたします。
- (3) 契約最大時間流量はガスメーターの能力と同一といたします。
- (4) 契約年間使用量、契約月別使用量は契約開始または更新に先立つ前12か月のそれぞれの実績使用量と同一といたします。ただし、お客さまが契約開始または更新に先立つ前12か月の使用実績がなくこの選択約款にもとづく契約の申し込みをされる場合は、当社と協議の上、当該それぞれの契約内容を定めるものといたします。
- (5) 契約期間は原則として1年間といたします。ただし、契約期間満了に先立ってお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約は1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。
- (6) お客さまがこの選択約款に基づく契約をその契約期間満了前に解約され、その後同一需要場所において新たにこの選択約款又は他の選択約款に基づく契約の申し込みをなされた場合、新たに申し込みをされた契約の開始日が、当該契約の当初契約期間満了予定日から1年に満たない日となる場合には当社はその申し込みを承諾できない場合があります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
- (7) お客さまの契約期間における使用実績が4の適用条件を満たさなかった場合には、当該契約期間の満了日から1年間、当社はこの選択約款又は他の選択約款に基づく契約の申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません。
- (8) 当社は、この選択約款に基づく契約を締結されているお客さまから、その契約期間満了前に他の選択約款に基づく契約への変更の申し込みがなされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません。
- (9) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款に基づく契約の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社（導管部門）は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 料金は、ガス供給約款又はガス小売約款に定める支払期限日（以下「支払期限日」といいます。）までにお支払いいただきます。
- (2) お客さまは、お支払いの時期により、(3)に定める早収料金、又は(4)に定める遅収料金のいずれかを選択していただくことができます。
- (3) 当社は、料金の支払いが、ガス供給約款又はガス小売約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(6)により算定されたもの（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日がガス供給約款又はガス小売約款に定める休日（以下「休日」といいます。）の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (4) 料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3%割り増したもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。
- (5) 当社は、早収料金、及び遅収料金について、その計算結果、1円未満が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (6) 当社は別表第2の料金表を適用して、6の規定により算定した使用量に基づき、その料金算定期間の早収料金を算定いたします。
- (7) お客さまの都合や契約違反によりこの選択約款に基づく契約を契約期間中に解約した場合、又はガスの使用を一時停止した場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、その料金算定期間の早収料金は(6)の規定に基づき算定した1か月あたりの基本料金全額と、(6)の規定に基づき算定した従量料金の合計といたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第2の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第1の5のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

= 基準単位料金 + 0.081円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

＝ 基準単位料金 － 0.081円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)
(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格 (トン当たり)

87,490円

② 平均原料価格 (トン当たり)

別表第1の5に定められた各3ヶ月における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。) 及びトン当たりLPG平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。) をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9545 \\ + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0461$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の本社及び営業所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部もしくはこの選択約款に基づく契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社は当該契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

10. 契約の変更又は解約

(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、又は2(1)の規定によりこの選択約款が変更された場合は、双方協議してこの選択約款に基づく契約を変更又は解約することができるものといたします。なお、契約を変更する場合は当社と協議の上、当該契約内容を定めるものといたします。

- (2) 当社に契約違反があった場合は、お客さまのお申し出に基づき、この選択約款に基づく契約を解約することができるものといたします。
- (3) お客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には、当社はこの選択約款に基づく契約を解約することができるものといたします。
- (4) この選択約款に基づく契約が解約された場合、当社はその解約の日の翌日にお客さまからガス小売約款に基づく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。

1 1. 契約条件の未達時又は契約中途解約時における取扱い

5 (4) ただし書を適用してこの選択約款に基づく契約を締結しているお客さまが(1)から(3)に該当する場合、当社は(1)から(3)それぞれの規定に基づき料金の精算を行います。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

(1) 契約期間満了時の実績年間負荷率〔(契約期間における1か月あたり平均実績使用量/契約期間における最大需要期の1か月あたり平均実績使用量)×100をいいます。〕及び実績最大時間流量倍率(実績年間使用量を実績最大時間流量で除したものをいいます。)を当該契約の契約年間負荷率及び契約最大時間流量倍率にそれぞれ読み替えた場合に適用される基準単位数料金が、当該契約に定めた基準単位数料金を上回る場合、当社がやむをえないと判断した場合を除き、当社は次の算式によって算定する精算額を原則として契約期間満了の日が属する月の翌月に申し受けます。

$$\begin{array}{l} \text{初年度単位数料金} \\ \text{精 算 額} \end{array} = \left(\begin{array}{l} \text{当該契約期間における実績最大時間} \\ \text{流量倍率及び実績年間負荷率を} \\ \text{契約最大時間流量倍率及び契約年} \\ \text{間負荷率に読み替えた各月の単} \\ \text{位数料金にもとづいて算定した、本選} \\ \text{択約款に規定する当該契約期間に} \\ \text{おける各月の料金相当額の合計額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{本選択約款に} \\ \text{規定する当該} \\ \text{契約期間にお} \\ \text{ける各月の料} \\ \text{金の合計額} \end{array} \right)$$

(2) 契約期間満了時の実績が4(2)又は4(3)の条件を満たさなかった場合、当社がやむをえないと判断した場合を除き、当社は次の算式によって算定する精算額を原則として契約期間満了の日が属する月の翌月に申し受けます。

$$\begin{array}{l} \text{適用条件未達} \\ \text{精 算 額} \end{array} = \left(\begin{array}{l} \text{当該契約期間における実績最大使} \\ \text{用量及び各月の単位数料金にもとづ} \\ \text{いて算定した、ガス供給約款又は} \\ \text{ガス小売約款に規定する料金相当} \\ \text{額の合計額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{本選択約款に} \\ \text{規定する当該} \\ \text{契約期間にお} \\ \text{ける各月の料} \\ \text{金の合計額} \end{array} \right)$$

(3) 当社は、契約の解約が①又は②の場合を除き、次の算式によって算定する精算額を原則として解約の日が属する月に申し受けます。

- ① 10(1)の規定による契約の解約であって当社がやむをえないと判断した場合
- ② 10(2)の規定による解約の場合

$$\text{契約中途解約精算額} = \left[\begin{array}{l} \text{解約日までの各月の実績使用量} \\ \text{及び各月の単位料金にもとづいて} \\ \text{算定した、ガス供給約款又はガス} \\ \text{小売約款に規定する料金相当額の} \\ \text{合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{本選択約款に} \\ \text{規定する解約} \\ \text{日までの料金} \\ \text{の合計額} \end{array} \right]$$

12. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う設備の新增設後1年未満の契約期間中において、お客さまがこの選択約款に基づく契約を解約するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社（導管部門）は、原則としてその本支管の延長又は入取替工事に係る当社（導管部門）負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

13. 緊急調整時の措置

当社は、一般需要に先立ってお客さまに緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。

(1)

$$\text{定額基本料金割引額} = \text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$$

(2)

$$\text{流量基本料金割引額} = \text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大時間流量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$$

14. その他

その他の事項については、ガス供給約款又はガス小売約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は平成29年4月1日から実施いたします。

(別表第1) 料金及び消費税等相当額の算定方法

1. 料金表の適用基準は、次のとおりといたします。
 - (1) 「料金表(その他期)」とは、4月検針分から11月検針分までを適用いたします。
 - (2) 「料金表(冬期)」とは、12月検針分から3月検針分までを適用いたします。
2. 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
3. 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大時間流量を乗じた額といたします。
4. 従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
5. 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - (1) 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - (2) 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - (3) 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - (4) 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - (5) 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - (6) 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - (7) 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - (8) 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- (9) 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (10) 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (11) 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (12) 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

6. 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切捨て)

- (1) 早収料金に含まれる消費税等相当額 = 早収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)
- (2) 遅収料金に含まれる消費税等相当額 = 遅収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

(別表第2) 料金表 (消費税等相当額を含みます。)

(a) 基本料金

① 定額基本料金

1 か月につき	1 9, 4 4 0. 0 0 円
---------	-------------------

② 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	4 4 2. 8 0 円
-------------	--------------

(b) 基準単位料金

- ① 契約最大時間流量倍率が600倍以上かつ契約年間負荷率が75パーセント以上の場合、料金表その1を適用いたします。
- ② 契約最大時間流量倍率が600倍以上かつ契約年間負荷率が65パーセント以上75パーセント未満の場合、料金表その2を適用いたします。
- ③ 契約最大時間流量倍率が400倍以上600倍未満かつ契約年間負荷率が75パーセント以上の場合、料金表その2を適用いたします。
- ④ 契約最大時間流量倍率が600倍以上かつ契約年間負荷率が65パーセント未満の場合、料金表その3を適用いたします。
- ⑤ 契約最大時間流量倍率が400倍以上600倍未満かつ契約年間負荷率が65パーセン

ト以上75パーセント未満の場合、料金表その3を適用いたします。

- ⑥ 契約最大時間流量倍率が400倍未満かつ契約年間負荷率が75パーセント以上の場合、料金表その3を適用いたします。
- ⑦ 契約最大時間流量倍率が400倍以上600倍未満かつ契約年間負荷率が65パーセント未満の場合、料金表その4を適用いたします。
- ⑧ 契約最大時間流量倍率が400倍未満かつ契約年間負荷率が65パーセント以上75パーセント未満の場合、料金表その4を適用いたします。

	その他期 (1立方メートルにつき)	冬期(1立方メートルにつき)
料金表その1	99.65 円	110.45 円
料金表その2	106.13 円	116.39 円
料金表その3	108.83 円	119.10 円
料金表その4	111.53 円	121.79 円

(c) 調整単位料金

(b)の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。